

## 農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱

制定  
21 総合第 2075 号  
平成 22 年 4 月 1 日  
農林水産事務次官依命通知

改正 平成22年11月26日 22総合第1183号  
改正 平成23年 4月 1日 22総合第1692号  
改正 平成23年 5月 2日 23総合第 215号  
改正 平成23年 7月20日 23総合第 824号  
改正 平成23年 8月30日 23総合第1086号

第1 農林水産大臣は、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 21 総合第 2074 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、事業実施主体(実施要綱第 3 に規定する事業実施主体をいう。以下同じ。)に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号。以下「令」という。)、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 899 号)、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 12 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件(平成 12 年 6 月 23 日農林水産省告示第 900 号)及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成 18 年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件(平成 18 年 6 月 20 日農林水産省告示第 881 号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 第 1 に規定する事業の経費及びこれに対する補助率は、別表 1 の経費の欄及び補助率の欄に掲げるところによるものとし、同表の区分の欄に掲げる事業に係る補助金の相互間における流用は、してはならないものとする。

第3 法第 5 条、令第 3 条及び規則第 2 条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第 1 号のとおりとする。

2 前項の申請書は、別表 2 の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「交付決定者」という。)に正副 2 部を提出するものとする。

3 事業実施主体は、第 1 項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

第4 規則第 2 条の規定による申請書の提出期限は、毎年度交付決定者が別に定

める日とする。

第5 事業実施主体は、規則第3条第1号の規定に基づき、交付決定者の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号の補助金変更承認申請書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第6 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第7 事業実施主体は、規則第3条第2号の規定に基づき交付決定者の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

第8 事業実施主体は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第3号の概算払請求書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく、財務大臣との協議が調った日以降とする。

第9 法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付のあった年度の各四半期（各補助事業ごとに別に定める要領において当該補助事業の目的及び内容に応じ報告の期日を定めた場合にあっては、当該期日。以下同じ。）の末日現在（第4・四半期を除く。）において別記様式第4号により補助金遂行状況報告書を作成し、当該四半期終了後の翌月末までに正副2部を交付決定者に提出して行うものとする。ただし、別記様式第5号の概算払請求書の提出をもって、これに代えることができる。

第10 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、第3第3項ただし書に該当した事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3第3項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

第11 令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 事業実施主体は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物については、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しない場合にあっては、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときは、この限りでない。

第14 事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合にあっては、別記様式第9号によりこの補助金に係る補助金等支出明細書を作成し、別記様式第10号による補助金等概要報告書を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月10日までに交付決定者に報告するものとする。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる通知は、廃止する。
  - (1) 食品産業競争力強化対策事業関係補助金交付要綱（平成20年3月31日付け19総合1745号農林水産事務次官依命通知）
  - (2) 農林水産物等輸出促進支援事業補助金交付要綱（平成18年4月25日付け17国際第1419号農林水産事務次官依命通知）
  - (3) 環境バイオマス総合対策推進事業費補助金交付要綱（平成21年3月30日付け20環第267号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知により平成21年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成22年11月26日から施行する。

附 則

- 1 この交付要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

この交付要綱は、平成23年5月2日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この交付要綱は、平成23年9月1日から施行する。

別表 1 (第 2、第 6 関係) (抜粋)

| 区 分                         | 経 費                                                                                                                                                                                                          | 補 助 率      | 重 要 な 変 更                                                               |                       |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|                             |                                                                                                                                                                                                              |            | 経費の配分<br>の 変 更                                                          | 事業の内容<br>の 変 更        |
| 農山漁村 6 次<br>産業化対策事業         |                                                                                                                                                                                                              |            | 1 総事業費の<br>30%を超える<br>増<br><br>2 総事業費又<br>は国庫補助金<br>の総額の30%<br>を超える減    |                       |
| 未来を切り拓<br>く 6 次産業創<br>出推進事業 |                                                                                                                                                                                                              |            |                                                                         |                       |
| Ⅱ 市場拡大<br>対策                |                                                                                                                                                                                                              |            |                                                                         |                       |
| 2 海外市場開<br>拓                |                                                                                                                                                                                                              |            |                                                                         |                       |
| (1) 輸出倍増<br>サポート<br>事業      | 事業実施主体が実施要綱に基づいて<br>事業を行うのに要する次の経費                                                                                                                                                                           |            | 1 経費の欄に<br>掲げる 1 から<br>6 までの経費<br>の相互間にお<br>けるそれぞれの<br>経費の増減            |                       |
|                             | 1 輸出に取り組む事業者向け対策費<br><br>2 農林水産物等輸出課題解決対策費<br><br>3 品種保護に向けた DNA 品種識別<br>技術確立対策費<br><br><u>4 販売拠点構築対策費</u><br><u>(1) 運営体制構築費</u><br><u>(2) 運営・販売促進費</u><br><br>5 マッチング対策費<br><br>6 海外外食事業者向け日本産食材輸<br>出促進対策費 | <u>定 額</u> | 経費の欄に<br>掲げる (1) 及び<br>(2) の経費の相<br>互間における<br>それぞれの経<br>費の30%を超<br>える増減 | <u>事業実施箇<br/>所の変更</u> |

別表 2 (第 3 関係) (抜粋)

農山漁村 6 次産業化対策事業に係る交付決定者

| 事業実施主体の区分                            | 交付決定者  |
|--------------------------------------|--------|
| 輸出倍増サポート事業の事業実施主体（輸出に取り組む事業者向け対策を除く） | 農林水産大臣 |

別記様式第 1 号（第 3 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

〔 別表 2 の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表右欄に掲げる者 〕

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱第 3 の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。

| 区 分 | 補 助 金 | 備 考 |
|-----|-------|-----|
|     | 円     |     |
| 計   |       |     |

記

（注） 事業実施計画書の内容に変更がない場合には、次の I 及び II の記載は、省略するものとする。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

（注） 事業の目的及び事業の内容については、農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱第 5 に基づき承認された事業実施計画のうち、個別事業関係の計画（又は実績）を添付すること。

### Ⅲ 経費の配分及び負担区分

| 区 分                                                                                         | 補助事業に要する<br>(又は要した)経費<br>(A)+(B) | 負 担 区 分           |                   | 備 考 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------|-----|
|                                                                                             |                                  | 国 庫<br>補助金<br>(A) | 自 己<br>負担金<br>(B) |     |
| 〇〇〇事業                                                                                       | 円                                | 円                 | 円                 |     |
| ※農山漁村6次<br>産業化対策事業<br>補助金交付要綱<br>の別表1の区分<br>の欄に掲げる区<br>分及び経費の欄<br>に掲げる事業と<br>その経費を記載<br>する。 |                                  |                   |                   |     |
| 合 計                                                                                         |                                  |                   |                   |     |

- (注) 1 区分の欄には、補助事業者ごとに必要な事業を記載すること。
- 2 備考欄には、事業実施主体ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「減額した金額」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 3 6次産業化推進整備事業については、「6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて」(平成23年4月1日付け22総合第1779号農林水産省総合食料局長、生産局長及び経営局長通知)第1の4により交付決定前に着工した場合には「備考」欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記入すること。

#### IV 収支予算（又は収支精算）

##### 1 収入の部

| 区 分                    | 本年度予算額<br>(又は本年度<br>精算額) | 前年度予算額<br>(又は本年度予<br>算額) | 比 較 |   | 備 考 |
|------------------------|--------------------------|--------------------------|-----|---|-----|
|                        |                          |                          | 増   | 減 |     |
| 国 庫 補 助 金<br>自 己 負 担 金 | 円                        | 円                        | 円   | 円 |     |
| 計                      |                          |                          |     |   |     |

##### 2 支出の部

| 区 分                                                                                 | 本年度予算額<br>(又は本年度<br>精算額) | 前年度予算額<br>(又は本年度予<br>算額) | 比 較 |   | 備 考 |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--------------------------|-----|---|-----|
|                                                                                     |                          |                          | 増   | 減 |     |
| 〇〇〇事業費                                                                              | 円                        | 円                        | 円   | 円 |     |
| ※農山漁村6次産業<br>化対策事業補助金交<br>付要綱の別表1の区<br>分の欄に掲げる区分<br>及び経費の欄に掲げ<br>る事業とその経費を<br>記載する。 |                          |                          |     |   |     |
| 合 計                                                                                 |                          |                          |     |   |     |

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

V 補助事業の完了予定年月日（又は事業完了年月日）

VI 添付書類

- 1 事業実施主体の定款（定款のない団体にあつては、これに準ずるもの）
- 2 事業実施主体の当該事業年度の事業計画及び収支予算（これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるもの）
- 3 事業の一部又は全部を委託する場合にあつては、委託契約書の写し（実績報告に限る。）
- 4 実施設計書、実績報告にあつては出来高設計書
- 5 工事雑費内訳明細書（別紙）

※ 添付書類のうち、農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知）に基づき提出したものは、添付を省略することができる。

（別紙）

工 事 雑 費 内 訳 明 細 書

| 工種又は施設区分 | 工事雑費 | うち旅費                                                             | うち食糧費                                                            |
|----------|------|------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|          | 〇〇〇円 | 〇〇〇円<br>内訳<br>〇〇会議出席<br>回数 〇回<br>人数 〇人<br>〇〇指導<br>回数 〇回<br>人数 〇人 | 〇〇〇円<br>内訳<br>〇〇会議費<br>回数 〇回<br>人数 〇人<br>〇〇説明会<br>回数 〇回<br>人数 〇人 |

（注） 工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第 2 号（第 5 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金変更承認申請書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 別表 2 の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表の右欄に掲げる者 ）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり変更したいので、農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱第 5 の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。  
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と書き換え、補助金等の交付の決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。ただし、事業内容のうち当該変更の対象外となるものについては、省略する。  
なお、添付書類については、交付申請書に添付したものに変更があった場合についてのみ添付すること。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「事業変更承認申請書」を「事業中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。

平成〇〇年度第〇四半期〇〇〇〇事業費補助金の概算払請求書

番 年 月 号 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者

官 署 支 出 官 〇 〇

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定の通知のあったこの事業について、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇年〇月〇日現在

| 区 分 | 補助事業に要する経費 | (A)<br>国庫補助金 | (B)<br>既受領額 |     | (C)<br>今回請求額 |            | (A) - ((B) + (C))<br>残額 |            | 事業完了予定年月日 | 備 考 |
|-----|------------|--------------|-------------|-----|--------------|------------|-------------------------|------------|-----------|-----|
|     |            |              | 金額          | 出来高 | 金額           | 〇月〇日迄予定出来高 | 金額                      | 〇月〇日迄予定出来高 |           |     |
|     | 円          | 円            | 円           | %   | 円            | %          | 円                       | %          |           |     |
| 計   |            |              |             |     |              |            |                         |            |           |     |

(注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。  
2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

別記様式第 4 号（第 9 関係）

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金  
遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
（別表 2 の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表の右欄に掲げる者）

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱第 9 の規定に基づき、その遂行状況（平成〇年〇月末日現在）を下記のとおり報告する。

記

| 区 分 | 総事業費 | 事業の遂行状況（平成〇年〇月〇日現在）   |       |                       |               | 備 考 |
|-----|------|-----------------------|-------|-----------------------|---------------|-----|
|     |      | 平成〇年〇月〇日まで<br>に完了したもの |       | 平成〇年〇月〇日以<br>降に実施するもの |               |     |
|     |      | 事 業 費                 | 出来高比率 | 事 業 費                 | 事業完了<br>予定年月日 |     |
|     | 円    | 円                     | %     | 円                     |               |     |

（注） 区分の欄は、該当する事業のみを記入すること。

別記様式第5号（第9関係）

平成〇〇年度〇〇〇〇事業費補助金の概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

別表2の左欄に掲げる事業実施主体  
の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に  
掲げる者

官 署 支 出 官    〇    〇

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名                      印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があつたこの事業について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第9の規定に基づき、平成〇年〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

平成〇〇年〇月〇日現在

| 区分 | 補 助<br>事 業<br>に 要<br>す る<br>経 費 | (A)<br>国 庫<br>補 助<br>金 | (B)<br>既受領額 |         | 遂行状<br>況報告<br>平成〇<br>年〇月<br>末日の<br>出来高 | (C)<br>今回請求額 |                    | (A)－((B)+(C))<br>残額 |                    | 事業完<br>了予定<br>年月日 | 備考 |
|----|---------------------------------|------------------------|-------------|---------|----------------------------------------|--------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------|----|
|    |                                 |                        | 金額          | 出来<br>高 |                                        | 金額           | 〇月〇日<br>迄予定出<br>来高 | 金額                  | 〇月〇日<br>迄予定出<br>来高 |                   |    |
|    | 円                               | 円                      | 円           | %       | %                                      | 円            | %                  | 円                   | %                  |                   |    |
| 計  |                                 |                        |             |         |                                        |              |                    |                     |                    |                   |    |

- (注) 1 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、明細書を添付すること。
- 2 補助事業等の実態に応じて、必要な事項を追加することができる。

平成〇〇年度農山漁村 6 次産業化対策事業補助金実績報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

（ 別表 2 の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表の右欄に掲げる者 ）

所在地

団体名

代表者の役職及び氏名

印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった事業について、下記のとおり実施したので、農山漁村 6 次産業化対策事業補助金交付要綱第 10 の規定により、その実績を報告する。（なお、併せて未受領額〇〇〇円の交付を申請する。）

記

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出した〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容に従い事業を実施した。

事業の目的、事業の内容及び実績、経費の配分及び負担区分、事業完了年月日、収支予算については、〇〇〇〇〇〇〇〇事業交付申請書の記載内容と同じであった。

- (注) 1 記の記載要領は、別記様式第 1 号の記の様式に準ずるものとする。
- 2 当該実績報告書に記載する内容が、申請書に記載した内容（申請書に変更があった場合には変更後の内容）に相違ない場合には、（ ）内のみを記載することとし、以後の記載は省略するものとする。
- 3 添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料又は帳簿の写しを添付すること。このほか、交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

平成〇〇年度消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

（別表2の左欄に掲げる事業実  
施主体の区分に応じ、それぞれ  
同表の右欄に掲げる者）

所在地  
団体名  
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇〇号により補助金の交付決定の通知があった農山漁村6次産業化対策事業補助金について、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱第10の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 金 円  
(平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇〇号による額の確定通知額)
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円
- 4 補助金返還相当額（3の金額から2の金額を減じて得た額） 金 円

（注）市町村別、事業主体別の内訳資料その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第 8 号（第 1 2 関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名

| 事業実施年度                   |                         | 平成      年度 |      | 農林水産省所管補助金名 |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|--------------------------|-------------------------|------------|------|-------------|--------------|--------------|-------------------------------|------------------------|-------|-----|--------|---------------|--------------|-------|--------|--|
| 事業<br>種類                 | 事業      の      内      容 |            |      |             | 工      期     |              | 経      費      の      区      分 |                        |       |     | 処分制限期間 |               | 処分の状況        |       | 備<br>考 |  |
|                          | 事業種目                    | 事業主体       | 施設区分 | 設置場所        | 着   工<br>年月日 | 竣   工<br>年月日 | 総事業費                          | 負      担      区      分 |       |     | 耐用年数   | 処分制限<br>年 月 日 | 承   認<br>年月日 | 処分の内容 |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              |                               | 国庫補助金                  | 都道府県費 | その他 |        |               |              |       |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              | 円                             | 円                      | 円     | 円   |        |               |              |       |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          | 計                       |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          | 計                       |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          |                         |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
|                          | 計                       |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |
| 合                      計 |                         |            |      |             |              |              |                               |                        |       |     |        |               |              |       |        |  |

(注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。  
3 備考欄には、譲渡先、貸付先、抵当権の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって代えることができる。

## 平成〇〇年度補助金等支出明細書

|                          |  |       |         |
|--------------------------|--|-------|---------|
| 1. 補助金等の名称               |  |       |         |
| 2. 事業の目的及び内容             |  |       |         |
| (1) 目的                   |  |       |         |
| (2) 具体的な内容               |  |       |         |
| 3. 交付先法人の名称              |  |       |         |
| 4. 交付実績額                 |  |       | 千円(A)   |
| 5. 補助金等における管理費           |  |       |         |
| (1) 人件費                  |  | 千円    |         |
| (2) 一般管理費                |  | 千円    |         |
| (3) その他の管理費              |  |       |         |
| 内 容                      |  | 金 額   |         |
|                          |  | 千円    |         |
| -----                    |  | 千円    |         |
| 合 計                      |  | 千円    |         |
| 合 計                      |  | 千円    |         |
| 6. 外部への支出                |  |       |         |
| (1) 外部に再補助等されているものに関する支出 |  |       |         |
| 支 出 内 容                  |  | 支 出 先 | 金 額     |
|                          |  |       | 千円      |
| -----                    |  |       | 千円      |
| -----                    |  |       | 千円      |
| -----                    |  |       | 千円      |
| 合 計                      |  |       | 千円(B)   |
| (2) (1)以外の支出             |  |       |         |
| 支 出 内 容                  |  | 支 出 先 | 金 額     |
|                          |  |       | 千円      |
| -----                    |  |       | 千円      |
| -----                    |  |       | 千円      |
| 合 計                      |  |       | 千円      |
| 7. その他                   |  |       |         |
| 内 容                      |  | 金 額   |         |
|                          |  | 千円    |         |
| -----                    |  | 千円    |         |
| -----                    |  | 千円    |         |
| 合 計                      |  | 千円    |         |
| 8. 再補助等の割合               |  |       | % (B/A) |

(記入上の留意事項)

- 1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1)人件費」には当該補助金等の事業に携わる当該一般社団法人等の職員等の人件費を、「(2)一般管理費」には当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費(賃借料、光熱水料費、租税公課等)を記入する。

なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3)その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1)外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1)以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、

- ① 当該一般社団法人等から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等(間接補助金)
- ② 補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの(再委託費)

とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」について、「(2) (1)以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1)以外の支出」に該当しない場合もある。

＜「(2) (1)以外の支出」の具体例＞

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

- 3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

- 4 「7. その他」には、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

- 5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に占める「6. (1)外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。

## 平成〇〇年度補助金等概要報告書

|     |  |
|-----|--|
| 法人名 |  |
|-----|--|

|                     |           |      |     |         |
|---------------------|-----------|------|-----|---------|
| (1) 年間収入（総収入－前期繰越金） |           |      |     | 千円 (A)  |
| (2) 補助金等の交付実績額      |           |      |     |         |
| 名 称                 | 補助金・委託費の別 | 交付官庁 | 金 額 |         |
|                     |           |      |     | 千円      |
|                     |           |      |     | 千円      |
|                     |           |      |     | 千円      |
|                     |           |      |     | 千円      |
|                     |           |      |     | 千円      |
| 合 計                 |           |      |     | 千円 (B)  |
| (3) 補助金等の年収比率       |           |      |     | % (B/A) |